

ひとり親家庭 女性

5

*ひとり親家庭

*女性



配偶者等暴力防止に向けて

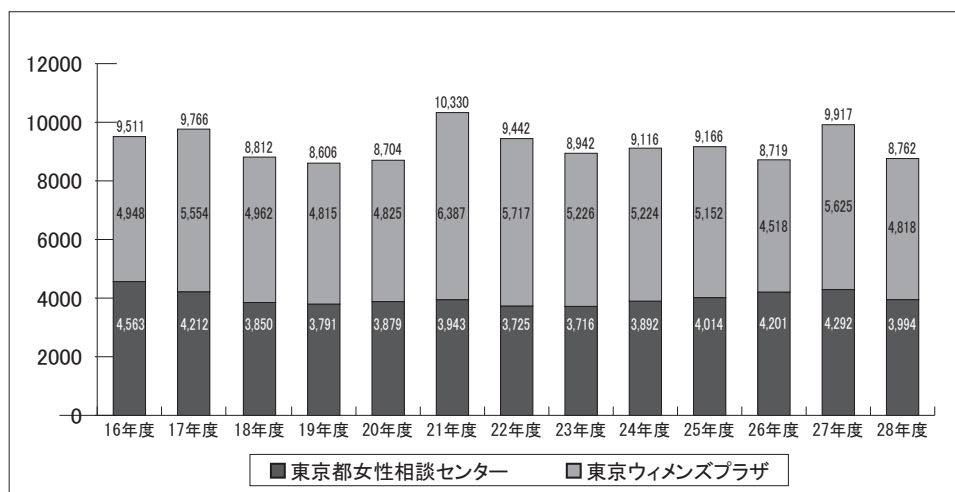
近年、夫やパートナーからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）が社会問題となっています。暴力は、身体的だけでなく、精神的、性的等種類は様々な形態があり、継続的に行われることが特徴です。さらに、家庭内で行われることが多く、表面化しにくいという性質も持っています。平成13年10月には、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。なお、平成25年6月に本法律の一部改正が成立し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」）に改められました。（平成26年1月施行。）

【DV防止法】

DV防止法では、暴力を防止し、被害者を保護することを国及び地方公共団体の責務として明確にし、配偶者等からの暴力の防止と被害者保護のため、

- (1) 都道府県及び区市町村による配偶者暴力相談支援センター機能の整備
- (2) 司法手続としての保護命令の制度（接近禁止命令・退去命令）
- (3) 暴力を発見した人の支援センターや警察への通報の努力義務などが定められています。

東京都女性相談センター及び東京ウィメンズプラザにおける相談件数の推移



ひとり親家庭

就職を促進するために東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金等を支給する制度、また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業などが設けられている。

このほか、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業がある。

ひとり親家庭に関する手当としては、国の制度として児童扶養手当、都・市町村の制度として児童育成手当の中の育成手当がある。区においては、児童育成手当と同種の手当制度を実施している。また、父と死別した母子家庭を対象に遺族基礎年金（193歳）、遺族厚生年金（200歳）等の制度がある。

さらに、ひとり親家庭の医療については、医療費助成制度があり、保険の自己負担分の費用を助成している。

母子及び父子家庭のための資金貸付制度として、母子及び父子福祉資金が設けられている。これと同種の制度としては女性福祉資金（162歳）、生活福祉資金（209歳）があるが、いずれも母子及び父子福祉資金を借り受けることができるときには、貸付対象とならない。

職業能力開発センターでは、母子家庭の母などが就職又は転職するための能力開発訓練を行っている。

母子家庭のための施設としては、母子生活支援施設などがある。

なお、関連施策として、都営住宅入居者の募集（251歳）、都営住宅使用料の減免（252歳）、税の軽減（253歳）、都営交通の無料乗車券（262歳）、水道・下水道料金の減免（267歳）が実施されている。

◇ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く。）の自立・就労支援のために個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する。必要に応じハローワークとの連携の下、支援を行う。

問合せ 福祉事務所（33・299歳）・区市役所（303歳）へ

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4125(直通)

32-611(内線)

◇ ひとり親家庭相談窓口強化事業

就業支援専門員がひとり親家庭に対して職業能力の向上や求職活動等就業についての相談・支援を行う。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供する。

問合せ 福祉事務所（33・299歳）・区市役所（303歳）へ

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4125(直通)

32-611(内線)

◇ 就業支援事業・ 就業支援講習会

東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター、愛称「はあと」）では、ひとり親家庭に対する就業相談（48歳）のほか、企業求人情報の収集提供、就業支援講習会の実施等、一貫した就業支援サービスを提供する。

◇就業支援講習会 ひとり親家庭及び寡婦を対象に、パソコン講習会等を年10回程度開催する。

問合せ（就業支援事業） はあと飯田橋
[東京しごとセンター7階] 〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3

☎3263-3451 FAX 3263-3452

（就業支援講習会） はあと [セントラルプラザ5階] 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1

☎5261-8687 FAX 5261-1343

根拠法令等 東京都ひとり親家庭支援センター事業実施要綱

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課
☎5320-4125(直通)
32-611(内線)

◇ 生活相談・養育費面談・ 離婚前後の法律相談・ 面会交流支援

東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター、愛称「はあと」）ではひとり親家庭に対する生活相談・養育費相談、離婚前後の法律相談、面会交流支援を行っている。

問合せ はあと

（生活相談） ☎5261-8687

（養育費相談・離婚前後の法律相談・

面会交流支援） ☎5261-1278

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ5階

根拠法令等 東京都ひとり親家庭支援センター事業実施要綱

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課
☎5320-4125(直通)
32-611(内線)

◇ 在宅就業推進事業

在宅就業を希望するひとり親又は寡婦に対して、業務の発注等を行うとともに、在宅就業コーディネーターが在宅業務の相談支援を行う。

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課
☎5320-4125(直通)
32-611(内線)

◇ 母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付金事業

対象者 教育訓練講座を受講する母子家庭の母又は、父子家庭の父で、次の要件を全て満たす人

①児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得基準にあること。②当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること。③過去に訓練給付金を受給していないこと。

支給額 ①雇用保険の受給資格のない人 受講費用の60%相当（20万円を限度。1万2千円を超えない場合は給付対象外） ②雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付金の支給を受ける人 ①に定める額から一般教育訓練給付金の額（受講費用の20%相当上限

10万円)を差し引いた額

その他 この事業の実施主体は区市であり、町村については東京都が実施している。

問合せ 福祉事務所(33・299)へ

◇母子家庭及び父子家庭 高等職業訓練促進給付金等事業

対象者 就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するために養成機関で修業する母子家庭の母及び父子家庭の父で、次の要件を全て満たす人

①児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること。②修業年限1年以上の養成機関で一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの ④訓練促進給付金については、過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと。⑤修了支援給付金については、原則として過去に修了支援給付金の支給を受けていないこと。

支給額 ①訓練促進給付金 区市町村民税課税世帯は月額7万500円、非課税世帯は月額10万円(上限3年。ただし、平成24年3月31日までに修業を開始したものは修業期間の全期間。) ②修了支援給付金 区市町村民税課税世帯は2万5千円、非課税世帯は5万円(修業期間修了時に支給する。)

その他 この事業の実施主体は区市であり、町村については東京都が実施している。

問合せ 福祉事務所(33・299)へ

◇ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業

対象者 ひとり親家庭の親であり、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の支

給対象者

貸付額 ①養成機関への入学時に、入学準備金として50万円 ②養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円

利子 無利子。ただし、保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子だが、履行猶予期間経過後は、有利子(利率：年1.0%)。

返還免除 貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、東京都内において、5年間その職に従事した場合は、貸付金の返還を免除する。

申込み 区市町村社会福祉協議会

実施主体 東京都社会福祉協議会

問合せ 東京都社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付担当

☎3268-7238

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4125(直通)

32-611(内線)

◇ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業

対象者 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対象講座を受講するひとり親家庭の親及び児童(児童については20歳未満)で、次の要件を全て満たす場合。

①ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。

②支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

支給額 ①受講修了時給付金 受講費用の20%相当を支給する(10万円を限度。4千円を超えない場合は支給対象外)。②合格時給付金 受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合、受講費用の40%相当を支給する。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、15万円を上限とする。

その他 この事業の実施主体は区市であり、町村については東京都が実施している。

問合せ 福祉事務所(33・299☎)

◇ 児童扶養手当

対象 次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(身体障害者手帳1級から3級、愛の手帳1から2度及び3度程度の障害児は20歳未満)を養育している父又は母又は養育者

①父母が婚姻を解消 ②父又は母が死亡 ③父又は母が重度の障害者 ④父又は母が生死不明 ⑤引き続き1年以上父又は母に遺棄されている状態 ⑥父又は母がDV保護命令を受けた ⑦引き続き1年以上父又は母が拘禁されている状態 ⑧婚姻によらないで生まれた ⑨父母ともに不明

支給制限 受給者等の所得が別表(282☎)の限度額以上のときは支給されない。

支給対象外 次のいずれかに該当するときは支給の対象とならない。なお、受給資格者が父の場合、②の文中の「父」は「母」に読み替えることとする。

①児童又は受給資格者が日本国内に住所がないとき。 ②児童が父と生計を同じくしてい

るとき。 ③児童が父又は母の配偶者(事実上の配偶者を含む。)に養育されているとき。

④児童が児童福祉施設等に入所しているとき又は里親に委託されているとき。

手当額 2人世帯の場合、父又は母の前年の所得が57万円未満のときは月額4万2,290円が支給される(この場合の所得は、扶養親族の数により変わる。)。57万円以上230万円未満のときは月額4万2,280円から9,980円までの額が支給される。なお、受給者や児童が養育費の支払を受けたときはその額の8割相当分を所得に算入する。

児童が2人以上いる場合には、2人目の児童に月額9,990円(一部支給の場合、9,980円から5,000円までの額)、3人目以降の児童1人につき月額5,990円(一部支給の場合、5,980円から3,000円までの額)が加算される。

なお、手当の受給から5年等経過後は、受給者やその親族の障害・疾病等により就労が困難な事情がないにもかかわらず就労意欲が見られない受給者については、所得及び児童の数により計算された支給手当額の2分の1が支給停止となる。

また、公的年金等の給付額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分が支給される。

支給方法 申請のあった月の翌月分から毎年8月・12月・4月に、その前月までの分を支給

申請 区市役所・町村役場(303☎)へ

根拠法令等 児童扶養手当法

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4123(直通)

32-771(内線)

◇ 児童育成手当(育成手当)

支給対象 都内に住所があり、18歳に達した

日の属する年度の末日以前の児童で次のいずれかの状況にある児童を扶養している人

- ①父又は母が死亡 ②父又は母が重度の障害の状態（身体障害者手帳1級・2級程度）にある
- ③父母が離婚 ④父又は母が生死不明
- ⑤父又は母に1年以上遺棄されている ⑥父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらないで生まれた ⑨父母ともに不明

支給対象外 次のいずれかに該当するときは、支給の対象とならない。

- ①児童が児童福祉施設等に入所しているとき。
- ②児童が父母と生計を同じくしているとき。
- ③児童が父及び父の配偶者又は母及び母の配偶者と生計を同じくしているとき（配偶者には事実上の配偶者も含む）。

手 当 額 該当児童1人につき次の額(月額) 育成手当 1万3,500円

所得制限 前年の所得が別表(280頁)の限度額以上の場合には支給されない。

支給方法 申請のあった翌月から、毎年6月・10月・2月に、その前月までの分を金融機関の本人口座に振り込む。

申 請 区市役所・町村役場(303頁)へ

根拠法令等 児童育成手当に関する条例

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課
☎5320-4123(直通)
32-771(内線)

◇ ひとり親家庭等医療費の助成

助成対象 次のいずれかに該当する人で、各種医療保険の加入者

- ①児童を監護しているひとり親家庭の母又は父
- ②両親がいない児童などを養育している

養育者 ③ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で、18歳に達した日の属する年度の末日(障害がある場合は20歳未満)までの者

対象除外 次のいずれかに該当する人は対象としない。

- ①ひとり親等の所得が別表(281頁)の限度額以上の人
- ②生活保護を受けている人
- ③児童福祉施設(母子生活支援施設は除く。)などに措置により入所している人

助成範囲 国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分から下表の一部負担金相当額を差し引いた額を助成する。ただし、住民税非課税の人は、入院時食事療養・生活療養標準負担額のみ負担。なお、助成範囲はこの事業を実施している区市町村が決められているので、詳しいことは、該当の区市役所・町村役場(303頁)に問合せのこと。

一部負担金相当額(概要)		
自己負担割合	外 来 (個人ごと)	入 院 (世帯ごと)
1 割	上限12,000円/月	上限44,400円/月

助成方法 「医療証」と健康保険証を医療機関の窓口に表示し、受診する。なお、都外や当制度による診療を取り扱わない医療機関で受診するときは、保険の自己負担分を一時立替払をし、後で区市役所・町村役場の窓口に請求する。

手 続 区市役所・町村役場(303頁)へ

根拠法令等 ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱

担当課 福祉保健局保健政策部医療助成課

☎5320-4282(直通)
32-971(内線)

◆ 母子及び父子福祉資金

貸付対象 ①都内に6か月以上お住まいの配偶者のいない(死別、離婚、生死不明、法令による拘禁(長期)、労働能力喪失、未婚の母又は父等)女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している人 ②母子・父子福祉団体

貸付限度額等 金額は限度額、年数は6か月又は1年の据置期間経過後の償還期限

①事業開始資金 285万円(団体貸付429万円)7年

②事業継続資金 143万円(団体貸付143万円)7年

③就職支度資金 10万円(自動車購入の場合33万円)6年

④技能習得資金 知識、技能を習得する期間中5年以内、月額6万8,000円(特別な場合46万円)20年

⑤医療介護資金 医療を受ける場合34万円(特別な場合48万円) 介護を受ける場合50万円 5年

⑥生活資金 技能習得期間中月額14万1,000円 医療又は介護を受けている期間中、配偶者のない女子又は男子となって7年未満の者、失業している期間中(ただし、離職した日の翌日から1年以内)月額10万3,000円 20年、5年又は8年

⑦住宅資金 150万円(特別な場合200万円)6年又は7年

⑧転宅資金 敷金・前家賃・運送代 26万円3年

⑨修学資金 修学期間中、金額は学校種別・学年別により異なる。5年又は20年

⑦高校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)

(自宅) 月額4万5,000円

(自宅外) 月額5万2,500円

⑩高等専門学校

(自宅) 月額7万9,500円

(自宅外) 月額9万円

⑪短大、専修学校(専門課程)

(自宅) 月額7万9,500円

(自宅外) 月額9万円

⑫大学

(自宅) 月額8万1,000円

(自宅外) 月額9万6,000円

⑬専修学校(一般課程) 月額4万8,000円

⑭修業資金 児童又は20歳以上の子等が知識、技能を習得する期間中5年以内、月額6万8,000円(特別な場合46万円) 6年

⑮就学支度資金 4万600円から16万円まで(私立高校又は専修学校の高等課程の場合42万円、国公立の大学、短期大学・高等専門学校又は専修学校の専門課程の場合38万円、私立の大学、短期大学・高等専門学校又は専修学校の専門課程の場合59万円) 5年又は20年

⑯結婚資金 児童又は20歳以上の子等の婚姻30万円 5年

利子 修学資金、就学支度資金、就職支度資金(児童に係るものに限る。)、修業資金は無利子。その他は保証人を立てる場合は無利子(保証人を立てない場合は年1%)

償還方法 月賦、半年賦又は年賦による元利均等償還

連帯保証人 立てる場合は、独立生計者1人

申込み 福祉事務所(33・299☎)・区市役所(303☎)へ

根拠法令等 母子及び父子福祉資金貸付条例

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4126(直通)

32-621(内線)

◆ 母子生活支援施設

母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、母子をともに入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う施設

入所対象 配偶者のいない女子、又はこれに準ずる事情にある女子であって、その養育すべき児童(18歳未満)について十分な養育ができない保護者及び児童

保護内容 居室の提供、母子支援員等による自立支援、生活支援など

費用 費用徴収基準額表(285頁)のとおりに負担

入所相談 福祉事務所(33・299頁)へ

所在地 496頁参照 34か所、680世帯(平成29年3月現在)

根拠法令等 児童福祉法

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課
☎5320-4125(直通)
32-611(内線)

◆ 製造たばこ小売販売業の許可

母子家庭の母や寡婦が、財務省財務局長から製造たばこ小売販売業の許可を受けたいときは、許可基準に反しない限り、優先的に認められることになっている。申請は日本たばこ産業株式会社の各支店へ

◆ ひとり親家庭ホームヘルプサービス

派遣対象 児童のいるひとり親(母子、父子)及びこれらに準ずる家庭であって、次のいずれかに該当し、家事又は育児等の日常生活に支障を来している世帯

- ①ひとり親家庭となってから2年以内の場合
- ②技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
- ③就職活動及び母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等自立促進に必要と認められる場合
- ④疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合
- ⑤未就学児を養育しているひとり親家庭であって就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合

援助内容 食事の世話、育児、住居の掃除など
費用等 所得制限はないが、所得により本人負担がある。利用条件や負担額は市町村ごとに異なる。

申込み 福祉事務所(33・299頁)又は市役所・町村役場(303頁)へ。なお、区においても同種の制度を実施している。

根拠法令等 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課
☎5320-4125(直通)
32-611(内線)

女 性

配偶者のいない女性を対象として女性福祉資金貸付制度が母子福祉資金等と同種の内容で実施されている。女性福祉資金は23区ではそれぞれ独自の制度で行われているため、名称、限度額、条件など異なる場合がある。

支援を必要とする女性の施設として婦人保護施設がある。

女性福祉資金

貸付対象 ①都内に6か月以上お住まいの配偶者のいない女性で

②親、子、兄弟姉妹などを扶養している人（所得制限なし）

③親、子、兄弟姉妹などを扶養していない人は、年間所得が203万6,000円以下で、次のいずれかに該当する人

④かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことのある人

⑤婚姻歴のある40歳以上の人

⑥上記に当てはまらない人で、特に貸付の必要があると知事が認めた人

貸付限度額等 金額は限度額、年数は6か月又は1年の据置期間経過後の償還期限

①事業開始資金 285万円 7年

②事業継続資金 143万円 7年

③技能習得資金 知識、技能を習得する期間中5年以内、月額6万8,000円（特別な場合46万円）20年

④医療介護資金 医療を受ける場合34万円（特別な場合48万円）、介護を受ける場合50万円 5年

⑤生活資金 技能習得期間中月額14万1,000

円、医療又は介護を受けている期間中、失業している期間中（ただし、離職した日の翌日から1年以内）月額10万3,000円 20年又は5年

⑥就職支度資金 10万円（自動車購入の場合33万円）6年

⑦住宅資金 150万円（特別な場合200万円）6年又は7年

⑧転宅資金 敷金・前家賃・運送代 26万円 3年

⑨結婚資金 30万円 5年

⑩修学資金 修学期間中、金額は学校種別・学年別により異なる。20年

⑪高校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）

（自宅）月額4万5,000円

（自宅外）月額5万2,500円

⑫高等専門学校

（自宅）月額7万9,500円

（自宅外）月額9万円

⑬短大、専修学校（専門課程）

（自宅）月額7万9,500円

（自宅外）月額9万円

⑭大学

（自宅）月額8万1,000円

（自宅外）月額9万6,000円

⑮専修学校（一般課程）月額4万8,000円

⑯就学支度資金 4万600円から16万円まで（私立高校又は専修学校の高等課程の場合42万円、国公立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程の場合38万円、私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修

学校の専門課程の場合59万円) 20年

利 子 女性が扶養している子に係る技能習得資金、就職支度資金、修学資金及び就学支度資金は無利子。その他は保証人を立てる場合は無利子(立てない場合は年1%)

償還方法 月賦、半年賦又は年賦による元利均等償還

保 証 人 立てる場合は、独立生計者1人

申 込 み 福祉事務所(33・299☎)・市役所(303☎)へ

根拠法令等 女性福祉資金貸付条例

担当課 福祉保健局少子社会対策育成支援課
☎5320-4126(直通)
32-621(内線)

☎ 婦人保護施設

支援を必要とする女性に対して、自立のための就労や生活に関する援助等を行う施設。

入所決定 女性相談センター所長が入所決定を行う。

費 用 無料

入所相談 福祉事務所(33・299☎)へ

所 在 地 496☎参照 都内5か所、定員230人

根拠法令等 売春防止法、DV防止法、ストーカー規制法、東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

担当課 女性相談センター
☎5261-3911(直通)

☎ 来日外国人女性の緊急保護事業

都内で生活し、緊急の保護を必要とする外国人女性とその同伴する児童を保護し、援助する。

入所相談 女性の家HELPE(496☎)

根拠法令等 東京都来日外国人女性緊急保護事業実施要綱

担当課 女性相談センター
☎5261-3911(直通)